

**社会福祉法人 定山会
居宅支援事業所 ひばりの郷
重要事項説明書**

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者及び事業所の概要

(1) 事業者の名称等

法人名	社会福祉法人 定山会
所在地	千葉県八千代市大和田字源山53番
電話番号	047-481-5566
代表者氏名	理事長 三木 千佳
設立年月日	平成19年11月13日
併設事業	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業 指定小規模多機能型居宅介護事業 指定短期入所生活介護事業

(2) 事業所の名称等

施設名称	居宅支援事業所ひばりの郷
提供サービス名称 (介護保険事業所番号)	指定居宅介護支援 (1272602267)
開設年月日	平成25年4月1日
電話番号	047-481-0066
FAX番号	047-481-0069
事業所管理者	吉村 国郎

(3) 事業所の目的

介護保険法の理念に基づき、高齢者が在宅にて自立した生活を送れるよう、また介護者が在宅介護できるように、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・地域資源の活用を含めた居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行うことを目的とします。

(4) サービスの基本方針

- ①利用者様とご家族の面談を通じ、的確にニーズを把握し、ニーズに合わせた支援を適切に行います。
- ②サービス事業者等との情報交換を活発に行い、利用者様の自立支援、介護者の介護負担の軽減を図ります。
- ③医療との連携に努めるため、かかりつけ医との連携に注力し、在宅生活の継続や入退院が発生した際の在宅生活への復帰を支援します。

(5) 設備の概要

設備の種類	場所・室数等	概要
事務室	増築棟 1階	介護支援専門員が居宅サービス計画の作成等の業務スペース
相談室（地域開放室）	増築棟 1階	利用者様、ご家族、居宅サービス事業者等関係者とのサービス担当者会議や契約等の打合せスペース

(6) 非常災害対策

非常災害時の対応	消防計画による宿直員の配置
防災設備	消化器・スプリンクラー設備・消防機関へ通報する火災報知設備 自動火災報知設備・誘導灯・非常食備蓄
防災訓練	年3回実施
防火管理者	三木 雄典

(7) 事業所の職員体制

当事業所では、利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。※職員の配置状況は、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	計
管理者（兼務）	1名	0名	1名
主任介護支援専門員（兼務）	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	0名	1名

（令和7年4月1日現在）

（管理者・主任介護支援専門員）

当事業所の介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

（介護支援専門員）

利用者様からの相談を受け、その心身の状況等に応じて適切な居宅介護サービス計画を作成するとともに施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整を行います。

2. サービスの内容

(1) 事業の実施地域

八千代市、佐倉市、船橋市、千葉市、習志野市の地域にお住まいの方にサービスを提供します。事業の実施地域を越えた場所でのサービス提供を実施した場合、通常の事業実施地域を越えた地点から、1kmにつき200円の交通費をご請求させていただきます。

(2) 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日(ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

午前9時から午後5時30分まで

(3) サービスの概要

介護保険法に定める介護サービスを提供するにあたって、まず利用者様の心身の状況を把握します。その結果と利用者様のご希望に基づいて、できる限り自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画(居宅サービス計画)を作成します。この計画に従って、適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務を居宅介護支援といいます。

(4) サービス提供の流れ

- ① 利用者様のご自宅を訪問し、心身の状態を把握、課題分析
- ② 調査結果に基づき、居宅サービス計画原案の作成
- ③ 居宅サービス事業者との調整(サービス担当者会議の開催等)
- ④ 居宅サービス計画を利用者様にご説明、ご同意受諾
- ⑤ サービス利用状況の管理・モニタリング
- ⑥ 居宅介護支援に係る記録整備

3. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険より全額支給されますので利用者負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦上記の金額の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2024年4月1日以降)

要介護度	単位数	料金(目安)
要介護度 1・2	1,086単位	11,620円
要介護度 3・4・5	1,411単位	15,097円

※ 地域区分ごとの1単位の単価により料金は変動致します。(1単位=10.70円 5級地にて試算)

利用者様によっては下記の加算が加わることがあります。

加 算	内 容	単 位	料 金
初回加算	新規に居宅サービス計画作成する場合	300 単位	3,210 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に当該病院又は診療所職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	250 単位	2,675 円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に当該病院又は診療所職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	200 単位	2,140 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所に入院又は介護保険施設に入所していた利用者が、退院・退所するにあたりそれらの職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受け、サービスの調整を行った場合	450 単位	4,815 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所に入院又は介護保険施設に入所していた利用者が、退院・退所するにあたりそれらの職員から利用者の情報提供をカンファレンスにより 1 回受け、サービスの調整を行った場合	600 単位	6,420 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所に入院又は介護保険施設に入所していた利用者が、退院・退所するにあたりそれらの職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受け、サービスの調整を行った場合	600 単位	6,420 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所に入院又は介護保険施設に入所していた利用者が退院・退所するにあたりそれらの職員から利用者の情報提供を 2 回受け、うち 1 回以上カンファレンスによりサービス調整を行った場合	750 単位	8,025 円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所に入院又は介護保険施設に入所していた利用者が、退院・退所するにあたりそれらの職員から利用者の情報の提供を 3 回以上受け、うち 1 回	900 単位	9,630 円

	以上カンファレンスによりサービスの調整を行った場合		
ターミナルマネジメント加算	24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制が整備している上で、末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)の方に対して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、支援を実施した場合。	400 単位	4,280 円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が小規模多機能型模多機能型居宅介護の利用へと移行し、利用等の情報提供を行うことにより小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合	300 単位	3,210 円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が看護規模多機能型模多機能型居宅介護の利用へと移行し、利用等の情報提供を行うことにより複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成協力を行った場合	300 単位	3,210 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師又は看護師等とともにカンファレンスを行い、必要に応じサービスの調整を行った場合	200 単位	2,140 円

4. 賠償責任

当サービスにおいて、事業所の責任により利用者様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について利用者様に故意または過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められたときに限り、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

※当事業所は「(株)三井住友海上火災保険・福祉事業者総合賠償責任保険」に加入しています。

5. 事故発生時の対応

事業者は居宅介護支援時において、利用者に対する事故が発生した場合速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、この事故の状況及び事故に際してとった処置の状況を記録するものとします。

なお、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

6. 重要事項説明書の変更について

(1) 利用料金の変更

事業所は、利用者様に対して介護保険給付体系の改正等に変更があった場合は、利用料金の変更をすることができます。

(2) その他の変更

事業所は、上記の他この重要事項説明書に記載した内容について、必要と認められた場合に限り変更をすることができます。

(3) 変更の同意

事業所は、重要事項説明書の変更を行う際には予めその内容を文書にて、利用者様に説明し同意を得ます。利用者様が重要事項の変更に同意できない場合には、この契約を解約することができます。

7. 個人情報の利用

事業所では、当事業所の利用者様その他関係者の個人情報につきまして「個人情報に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守してサービスを提供する上で知り得た利用者様、ご家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ただし、サービスを提供するにあたり必要な事項については、別紙にてあらかじめ利用者様本人及びご家族の個人情報の提供に同意をいただきます。

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1)当事業所における相談・苦情の受付 受付時間 8:30から17:30

※上記時間以外でも、ご連絡いただきましたら対応いたします。

電話番号 047-481-0066 FAX番号 047-481-0069

受付担当者 居宅支援事業所 管理者

苦情解決責任者 社会福祉法人定山会ひばりの郷 施設長

第3者委員 委嘱 1名 (連絡先は必要時事務局にお尋ねください)

(2)行政機関その他苦情相談窓口

- 八千代市長寿支援課 : 047-483-1151
- 佐倉市高齢者福祉課 : 043-484-1771
- 船橋市高齢者福祉課 : 047-436-2352
- 千葉市高齢者福祉課 : 043-245-5171
- 習志野市高齢者福祉課 : 047-454-7533
- 千葉県国民健康保険団体連合会 : 043-254-7428

9. 緊急時の対応

利用者様に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じる他、代理人、ご家族の方に速やかに連絡いたしますので、連絡先、連絡方法をご記入下さい。

緊急連絡先 1. (代理人)	
氏名 (続柄)	()
連絡先電話番号	(自宅)
	(携帯)
	(勤務先等)
住所 (別居の時)	

緊急連絡先 2. (ご家族等)	
氏名 (続柄)	()
連絡先電話番号	(自宅)
	(携帯)
	(勤務先等)
住所 (別居の時)	
かかりつけの医療機関	
医療機関・医師名	診療科: _____ 医師名: _____
電話番号	
住所	

10. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める「社会福祉法人定山会ひばりの郷消防計画」に則って対応を行います。また、避難訓練を年3回実施し、利用者様に参加していただきます。また、震災等の災害時につきましても別途定める「社会福祉法人定山会ひばりの郷消防計画」に則り対応を行います。

消防計画の届出日:平成25年3月1日

防火管理者:三木 雄典

11. 公正中立に関するもの

(1) サービス事業者の選定

①サービス事業者の選定にあたって、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。

②居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。

12. 医療機関との連携に関するもの

(1)利用者様が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。

(2)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者様に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者様の服薬状況、口腔機能その他の利用者様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者様の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

(3)介護支援専門員は、利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求める。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

13. サービス利用に際してのお願い

(1)見守りカメラの設置、職員の写真の撮影をする場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

(2)ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

14. サービス利用にあたっての禁止事項について

(1)事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為

(2)パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

(3)サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

所在地 千葉県八千代市大和田字源山 5 3
事業所名称 居宅支援事業所ひばりの郷
法人名 社会福祉法人 定山会
施設長 三木 雄典 印 管理者 吉村 国郎 印

【説明者】

所 属 居宅支援事業所ひばりの郷

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援サービスについての重要な事項の説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所

氏 名

【代理人】

住 所

氏 名
